

## 建設工事請負契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>( 虚偽記載 )</p> <p>1 道の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる条件付一般競争入札参加資格審査申請書(添付資料を含む。)その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>( 過失による粗雑工事 )</p> <p>2 道と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「道発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 道内における工事で前項に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>( 契約違反 )</p> <p>4 第 2 項に掲げる場合のほか、道発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>( 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 )</p> <p>5 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆</p>	<p>当該認定をした日から</p>

停 止 要 件	期 間
<p>に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p>	
<p>7 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 箇月以内</p>
<p>（贈賄）</p>	
<p>9 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が、道の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>（1）資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。</p>	<p>12 箇月以上 24 箇月以内</p>
<p>（2）資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結す</p>	<p>9 箇月以上 18 箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>る事務所をいう。)を代表する者で (1) に掲げる者以外のもの(以下 「一般役員等」という。)</p>	
<p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者 以外のもの(以下「使用人」とい う。)</p>	<p>6 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者 が、道内の他の公共機関の職員に対し て行った贈賄の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起された とき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日 から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>6 箇月以上 18 箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>4 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>11 次のⅡ又はⅢに掲げる者が、道外の 他の公共機関の職員に対して行った贈 賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を 経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日 から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>4 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>12 道内において、業務に関し私的独占 の禁止及び公正取引の確保に関する法 律(昭和22年法律第54号。以下「独占 禁止法」という。)第3条又は第8条 第1項第1号の規定に違反し、工事の 請負契約の相手方として不相当である と認められるとき(次項に掲げる場合 を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から  4 箇月以上 18 箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>13 道発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 18箇月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>14 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4箇月以上 24箇月以内</p>
<p>15 道発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 9箇月以上 24箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>16 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 9箇月以内</p>
<p>17 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 9箇月以内</p>